

社員には 時季指定権がある 時季変更権 よりも優先

全ての所員のみなさん！

年休が取れない、流れる、と改善を求めると会社は「業務遂行に必要な人員は会社が責任を持って配置している」「当社は17日を超えている。世間は9日の取得」と、回答しています。また、休日勤務解消を求めると「休日勤務指定の早期解消というスタンスに変わりない」「要員の確保には最大の努力をしていく」と回答しています。この回答は、JR東海ユニオンや国労などに対しても同じです。しかし、この2つの回答は明らかに矛盾しています。それは

年休では、必要な要員は配置している、と言いつつ、休日勤務では、早期解消のスタンス・要員の確保に最大の努力、と言っています。本当に必要な要員が配置されていれば、突発的な異常時でもない限り休日勤務は発生しないし、要員確保の努力は必要ありません。

ところで 全ての所員のみなさん！

法律によって、私たちには年休権があり（ただし、勤続年数などにより付与日数に若干の違いあり）、かつ理由などに関係なく自由に年休を請求出来る、時季指定権があります。逆に会社には、事業の正常な運営を妨げる時は、私たちの時期指定に対して他の時季に指定を変更することが出来る、時季変更権があります。

私たちは毎月、申込用紙に1件1件名前と職名と理由を書き、希望する時季を指定しています。しかし、年休が入らない時でも他の時季に変更しますと言われません。当然、入らない理由など聞いたこともありません。理由を言わないのは、時季変更権の放棄と同じです。にもかかわらず会社は、運輸所は長年こうしているので問題はない、です。要員確保なしの時季変更は違法といえます。

労基法では、私たちの年休権を具体的に保障するために時季指定権を認めており時季変更権よりも優先するのです。時季変更は要員をしっかりと確保し、さらにやむを得ない異常事態などが発生したときにのみ、会社に与えられている権利なのです。

年休を取れる要員の確保は会社の責任です。輸送量の長期スパンの想定は困難、を理由にした休日勤務の常態化はもっての外です。

**組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！
いつも走っている「臨」にも100%の要員確保を求めましょう！
安全と健康と家族のために、我慢しないで年休を取りましょう！**